

中小企業者等緊急支援 補助金交付申請要領

三島市

令和4年10月1日

目次

中小企業者等緊急支援補助金の概要	P. 1
用語の説明	P. 2
申請について	P. 3
補助要件	P. 7
給付金額	P. 9
補助金の申請に関する注意事項	P.12
対象月及び比較月に係る根拠資料	P.15
対象業種の一覧（参考）	P.20
必要書類を提出する	P.22

中小企業者等緊急支援補助金の概要

目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、原材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けている市内の中小企業者を対象に、これらの影響を緩和するため支援金を給付する。

補助対象

三島市内に主たる事務所又は事業所を有する中小法人等及び個人事業者等（※）

※「三島市内に主たる事務所又は事業所を有する」とは、確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）が三島市内であることをいう。

※「中小法人等及び個人事業者等」とは、「中小企業者等緊急支援補助金交付要綱第2条」に定めるところによる。

対象月

令和3年10月から令和4年11月までのいずれかの月

※比較月・・・対象月と同月であって、平成31年1月から令和3年9月までの期間から緊急支援補助金の交付の申請を行う者が選択した月をいう。

補助額

1事業者につき、上限10万円（1回限り）

※比較月の粗利益から対象月の粗利益を差し引いて得た額を補助額とし、10万円に満たない額はその額を補助額とする。

申請期間

令和4（2022）年10月17日（月）～令和4（2022）年12月28日（水）

お問い合わせ

中小企業者等緊急支援補助金事務局 コールセンター
電話 050-5369-6249
（平日 午前9時00分～午後5時00分）

用語の説明

本補助金に関する主な用語の定義、意味は以下のとおりとします。

1 中小法人等

法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の事業者をいいます。ただし、大法人（資本金の額が5億円以上である法人等一定の法人）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人は除く。

2 個人事業者等

「個人事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者

イ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者

3 対象月

令和3年10月から令和4年11月までのいずれかの月の粗利益が、比較月の粗利益と比較して、20%以上減少しており、かつ仕入額が20%増加している月のうち、緊急支援金の交付の申請を行う者が選択した月をいいます。

※粗利益の対象月と仕入額の対象月は同年同月であることが必要です。

4 比較月

対象月と同月であって、平成31年1月から令和3年9月までの期間から緊急支援補助金の交付の申請を行う者が選択した月をいいます。

※粗利益の比較月と仕入額の比較月は同年同月であることが必要です。

5 売上

商品やサービスを提供することで得られた額の合計をいいます。

6 仕入額

売上に直結する費用で、自社製品の製造に必要な原材料や販売目的に入手した商品等の購入額等の額の合計をいいます。

7 粗利益

当月の売上から仕入額を差し引いて得た額をいいます。

申請について

ステップ1 申請書類の入手

次の方法又は場所にて、申請に必要な書類を入手することができます。

- (1) 三島市ホームページからダウンロード
- (2) 三島市役所（本館及び大社町別館）



▲市ホームページはこちら

ステップ2 申請書類の作成

以下の申請書類の作成をお願いします。

【中小法人等】

- ① 中小企業者等緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 請求書（様式第3号）
- ④ 履歴事項全部証明書
※申請時から3カ月以内に発行されたものに限ります。
- ⑤ 直近の決算書の写し
※表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書または一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ⑥ 主たる業種を証明する書類
（許認可の写し、チラシ、ホームページ、取引先からの請求書など）
- ⑦ 対象月及び比較月に係る法人事業概況説明書
※原則として、対象月及び比較月に係る法人事業概況説明書を提出していただきます。（例外的なケースはQ&A36を参照。）

【個人事業者等（確定申告書Bに係る青色申告を提出した方）】

- ① 中小企業者等緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 請求書（様式第3号）
- ④ 直近の確定申告書の写し
※受付印など受付日がわかる申告書第一表、第二表
- ⑤ 主たる業種を証明する書類
（許認可の写し、開業届の写し、チラシ、ホームページ、取引先からの請求書など）
- ⑥ 対象月及び比較月に係る所得税青色決算申告書（1～4面）
※原則として、対象月及び比較月に係る所得税青色決算申告書（1～4面）を提出いただきます。
（例外的なケースについては、Q&A39を参照してください。）

【個人事業者等（確定申告書Bに係る白色申告書を提出した方）】

- ① 中小企業者等緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 請求書（様式第3号）
- ④ 直近の確定申告書の写し
※受付印など受付日のわかる申告書第一表、第二表
- ⑤ 主たる業種を証明する書類
（許認可の写し、開業届の写し、チラシ、ホームページの写し、取引先からの請求書など）
- ⑥ 対象月及び比較月に係る白色申告収支内訳書
※原則として、対象月及び比較月に係る白色申告収支内訳書を提出いただきます。
（例外的なケースについては、Q&A40を参照してください。）
- ⑦ 白色申告収支内訳書に係る会計帳簿など
※白色申告収支内訳書に月別の記載がないため、その根拠資料の提出は必須となります。
※対象月、比較月ともに当該月を含む1月から12月の売上及び仕入額が確認できる会計帳簿などをご提出ください。

【個人事業者等（確定申告書Aを提出した方）】

※雇用契約によらない業務委託等契約書等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得を確定申告Aにより申告した個人事業者

- ① 中小企業者等緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 請求書（様式第3号）
- ④ 直近の確定申告書の写し
※受付印など受付日のわかる申告書第一表、第二表
- ⑤ 主たる業種を証明する書類
（許認可の写し、開業届の写し、チラシ、ホームページの写し、取引先からの請求書など）
- ⑥ 対象月及び比較月に係る業務委託契約書の写しその他これに類する書類
- ⑦ 対象月及び比較月に係る収支を確認できる通帳の写し

※業務委託契約に係る収入が全収入に占める割合が50%未満の場合は、「主たる収入」と見なさいものとし、本補助金の対象外とする。（P19参照）

ステップ3 申請書類の提出

< 申請方法 >

郵送による申請

※未然にトラブル等を防止するため、必ず郵便物の追跡記録を確認できる特定記録郵便等をご利用ください。

※感染症拡大防止のため、持参による提出はできませんので、あらかじめご了承ください。

< 受付期間 >

令和4年10月17日（月）から令和4年12月28日（水）まで（※消印有効）

< 郵送先 >

〒420-0857

静岡県葵区御幸町8-1 JADEビル4F

中小企業者等緊急支援補助金事務局

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

ステップ4 申請内容の審査

(※三島市)

<留意事項>

- (1) 審査の際、申請書類が不明確な場合は、別途資料の提出をお願いする場合があります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出が無い場合や、不明確な部分が改善されない場合は、不受理とする場合があります。
- (2) 申請者が虚偽その他不正な手段により、補助金の給付を受けた場合には、補助金の全額返還を求めるものとします。
- (3) 申請書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 申請書類に不備や不足がある場合、確認のため当課から平日の昼間に連絡しますので、申請書には必ず平日の昼間につながる電話番号を記入してください。

ステップ5 補助金の給付

※三島市が実施

審査終了後、すみやかに補助金を指定された口座に振込みます。

※申請書類に不備や不足がある場合、返送や内容確認のため、給付（振込）が遅れますので、申請書類の提出前に、必ず内容を確認してください。

※申請が一時期に集中する場合、給付（振込）が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

補助要件

補助要件について

P 1 の補助対象に該当するもののうち、以下の要件を満たす必要があります。

1 交付対象事業を1年以上営んでおり、かつ、緊急支援補助金の受給後も事業を営む意思があること。

2 主たる事業が日本標準産業分類における次に掲げるいずれかであること。
※詳細については、P20～P21をご参照ください。

- ・大分類D 建設業
- ・大分類E 製造業
- ・大分類G 情報通信業
- ・大分類H 運輸業・郵便業
- ・大分類I 卸売業・小売業
- ・大分類L 学術研究・専門技術サービス業
- ・大分類N 生活関連サービス業・娯楽業
- ・大分類O 教育・学習支援業のうちO2教育・学習支援業（その他の教育・学習支援業）
- ・大分類P 医療・福祉
- ・大分類R サービス業（他に分類されないもの）のうちR2サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）

3 粗利益について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上減少していること。

4 仕入額について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上増加していること。

5 市税を完納していること。

6 三島市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員等又は暴力団員等との密接な関係を有する者ではないこと。

7 三島市が実施する次に掲げる報償金の支給又は補助金の給付を受けていないこと。

ア 三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業

イ 運送事業者支援補助金交付事業

主たる事務所・事業所について

市内に主たる事務所または主たる事業所（事業を営む拠点）を有する中小法人等及び個人事業者等が対象となります。

※具体的には、確定申告書記載の納税地が三島市内であることをいいます。
なお、個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所が三島市内にあることをいいます。

【中小法人等の場合】

- ケース①：本社等の所在地が市内にあり、事業所または店舗等を市外に有する場合
→本補助金の対象になります。
- ケース②：事業所または店舗等は市内にあるが、本社等の所在地が市外の場合
→本補助金の対象になりません。

【個人事業者等の場合】

- ケース③：市外に住所があるが、市内に事業所または店舗等を有する場合
→本補助金の対象になりません。
- ケース④：市内に住所があるが、市外に事業所または店舗等を有する場合
→本補助金の対象になります。

市が実施する他の支援事業について

三島市が実施する次に掲げる報償金の支給又は補助金の給付を受けている事業者は、本補助金の対象外となります。

【市が実施する原油価格・物価高騰に係る支援事業】

支援事業の名称	対象事業者
運送事業者支援補助金交付事業 運送事業者支援補助金交付事業事務局 050-5369-6248	市内運送事業者
三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業	市内公共交通事業者

※運送事業者支援補助金交付事業については、詳細は上記の事務局にお問い合わせください。

※三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業については、申請受付は終了しています。

給付金額

給付金額の算定方法

給付額の算定方法は次のとおりとなります。
※詳細は申請書の記載例などをご参照ください。

①対象月の粗利益を求めます。

対象月の売上から仕入額を差し引いて得た額が、対象月の粗利益となります。

$$A1 = B1 - C1$$

A1 : 対象月の粗利益

B1 : 対象月の売上

C1 : 対象月の仕入額

②比較月の粗利益を求めます。

比較月の売上から仕入額を差し引いて得た額が、比較月の粗利益となります。

$$A2 = B2 - C2$$

A2 : 比較月の粗利益

B2 : 比較月の売上

C2 : 比較月の仕入額

③粗利益の減少額を求めます。

比較月の粗利益から対象月の粗利益を差し引いて得た額が粗利益の減少額になります。

$$S = A2 - A1$$

S : 粗利益の減少額

A1 : 対象月の粗利益

A2 : 比較月の粗利益

④粗利益の減少率を求めます。

③の算定式により求めた額を比較月の粗利益で除して100を乗じ、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位で求めます。

$$G(\%) = S / A2 \times 100$$

G：粗利益の減少率（％）

S：粗利益の減少額

A2：比較月の粗利益

Gが20%未満の場合は、本補助金の対象外となります。

⑤仕入額の増加額を求めます。

対象月の仕入額から比較月の仕入額を差し引いて得た額が仕入額の増加額となります。

$$Z1 = C1 - C2$$

Z1：仕入額の増加額

C1：対象月の仕入額

C2：比較月の仕入額

⑥仕入額の増加率を求めます。

⑤の算定式により求めた額を対象月の仕入額で除して100を乗じて、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位で求めます。

$$Z(\%) = Z1 / C2 \times 100$$

Z：仕入額の増加率

Z1：仕入額の増加額

C2：比較月の仕入額

Zが20%未満の場合は、本補助金の対象外となります。

⑦申請額を決定します。

③の算定式で求めた額により1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

$$S = A2 - A1$$

S：粗利益の減少額

A1：対象月の粗利益

A2：比較月の粗利益

S ≥ 10万円の場合

→補助金は上限の10万円となります。

S < 10万円の場合

→補助金額はSとなります。

補助金の申請に関する注意事項

申請書（記入例）

様式第1号（第5条関係）

記入例

中小企業者等緊急支援補助金交付申請書

三島市長 あて

令和 年 月 日
中小法人等については代表か担当部署の電話番号とアドレスを記入してください。

中小企業者等緊急支援補助金交付要綱第5条を添えて、申請します。

1 申請者情報

主たる事業所 店舗・事務所など <small>（個人の場合は、個人事業主名など）</small>	フリガナ 名称	
	住所	〒 三島市
問合せ先 <small>※日中連絡がとれる連絡先</small>	電話番号	
メールアドレス		

2 主たる事業の業種（該当する業種の口にしれ点を入れて、具体的な事業内容を記載してください。）

法人事業概況説明書や所得税青色申告決算書などの当月の売上金額から仕入金額を差し引いて得た額を記入してください。	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業
	<input type="checkbox"/> 専門技術サービス業・経営支援業	<input type="checkbox"/> 建設業・不動産業・リース業・印刷業
	<input type="checkbox"/> 政治・経済	

確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）を記入してください。

※宿泊業・飲食サービス業など対象とならない業種がありますので、ご注意ください。

3 事業開始日

三島市での事業開始日	明・大・昭・平・令	年	月	日
------------	-----------	---	---	---

4 粗利益情報

① 対象月粗利益 <small>昭和10月～昭和11月</small>	()年()月	円	A1
	()年 上記と同じ月	円	A2
② 対象月粗利益率	()%	円	S
	()% <small>(小数点第2位を四捨五入)</small>	%	G
⑤ 対象月仕入額	粗利益と同じ月	円	C1
	粗利益と同じ月	円	C2
⑥ 対象月申請額	()円	円	Z1
	()% <small>(小数点第2位を四捨五入)</small>	%	Z

6 申請額

()円

※上限は10万円

少数点第2位を四捨五入して、少数点第1位で求めてください。

誓約書（記入例）

様式第2号（第5条関係）

記入例

誓約書

中小企業者等緊急支援補助金の交付を申請するに当たり、下記のことについて誓約いたします。

記

- (1) 交付対象事業を1年以上営んでおり、かつ、緊急支援補助金の受給後も事業を営む意思があること。
- (2) 三島市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員等又は暴力団員等との密接な関係を有する者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）ではないこと。
- (3) 三島市が実施する次に掲げる補助金の支給又は補助金の給付を受けていないこと。
ア 三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業
イ 運送事業者支援補助金交付事業
- (4) 申請内容について、虚偽が判明した場合には、補助金の返還等に応じるとともに三島市が行う一切の措置について不服を申し立てない。また、補助金の返還によって生じた損害の請求を行わないこと。
- (5) 市税の滞納の有無について、三島市財政経営部市税収納課に照会することに同意すること。
- (6) 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合、これに応じる。指定の期日までに書類提出に応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意すること。
- (7) 添付書類を含む

申請書の申請者の住所及び代表者と同じ内容を記入してください。
※中小法人等の代表者又は個人事業者等が自署してください。

三島市長 あて

令和 年 月 日

住所 []
申請者 []
氏名 []

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

請求書（記入例）

様式第3号（第6条関係）

記入例

請求書

令和 年 月 日

三島市長 あて

住所

氏名

【中小法人等】：代表者印を押印の上、所在地、会社名、代表者名を記載してください。
 【個人事業者等】：個人印を押印の上、住所、氏名を記載してください。

請求者



交付の確定を受けた補助金について、中小企業者等緊急支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先口座（個人にあつては本人、法人にあつては当該法人が名義人である口座に限る。）

金融機関				本・支店名				口座番号	
労働金庫・銀行 信用金庫 信用組合・農協				本店 支店					
金融機関コード				支店コード				種目	普通・当座・その他
(フリガナ) 口座名義人									

口座名義人は、上記の申請者と同じにしてください。
 金融機関コード、支店コードについては、
 別紙「金融機関コード一覧」を参照してください。

対象月及び比較月に係る根拠資料

中小法人等

○法人事業概況説明書（裏面）の「18 月別の売上高等の状況」をもとに申請書に記入します。

12 事業の状況	(1) 業種 (業種目)		(2) 業種 (業種目) %		13 主な設備等の状況		
	(2) 事業内容の特殊性						
	(3) 売上区分	現金売上	%	掛売上		%	
14 貸借対当表の状況	売上	開始日	決算日		14 親理士		
	仕入	開始日	決算日				
	外注費	開始日	決算日				
18 月別の売上高等の状況	○粗利益 = 当該月の「売上（収入）金額」 - 当該月の「仕入金額」				14 氏名		
	対象月・比較月ともに上記の算式により算出のうえ、申請書「4 粗利益情報」に記入してください。					(1) 親理士	
					(2) 電話番号		
					(3) 電話番号		
					15 業況		
					営業時間		
					開店時		
					閉店時		
					定休日		
					毎週 (毎月)		
					曜日 (日)		
	月別	売上(収入)金額	仕入金額	外注費	人件費	源泉徴収税額	従業員数
	月	千円	千円	千円	千円	円	人
	月						
	月						
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							
計							
19 当期の業況					○対象月・比較月ともに当該月の仕入金額を申請書「5 仕入額情報」に記入してください。		
				※「18 月別の売上高等の状況」欄と申請書の単位は異なるため、注意してください。			
				※売上と仕入額の根拠となる数字がわかるようにマーカーで囲うなどの対応をお願いします。			

個人事業者等（確定申告書Aを提出した方）

○対象月及び比較月に係る収支の確認できる通帳の写しをもとに申請書に記入します。

○粗利益＝当該月に係る「売上」－当該月に係る「仕入」

対象月・比較月ともに当該月に係る「売上」及び「仕入」は合算により算出してください。

当該月に係る「売上」及び「仕入」から上記の算定式により粗利益を求め、申請書「4 粗利益情報」に記入します。

普通通帳（例）

年月日	摘要	お支払い金額（円）	お預かり金額（円）	差引残高（円）	取扱店
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

○売上については、「摘要」に記載された事業者名と添付資料の業務委託契約書の相手先の業者名が一致している必要があります。

○対象月・比較月ともに当該月に係る「仕入」を合算のうえ算出し、申請書「5 仕入額情報」に記入してください。

（具体例）4月10日が40万円、4月20日が50万円、4月30日が10万円の場合
 $40万円 + 50万円 + 10万円 = 100万円$
 →100万円を申請書「5 仕入額情報」に記入します。

※売上と仕入額の根拠となる数字がわかるようにマーカーで囲うなどの対応をお願いします。

FA2000

令和〇〇年分の確定申告書の確定申告書A

住所 (又は居所)		個人番号	
生年 月日		フリガナ	
氏名		氏名	
生年 月日		生年 月日	
電話番号		電話番号	

(単位は円)		控除 番号
収入金額等	給与①	
	公的年金等②	
	雑収入③	
所得金額等	給与①	
	公的年金等②	
	雑収入③	
	その他④	
	①から④までの計⑤	
	配当⑥	
	一時⑦	
	計⑧ (①+②+③+④)	
	社会保険料控除⑨	
	小規模企業共済等掛金控除⑩	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除⑨	
	小規模企業共済等掛金控除⑩	
	地震保険料控除⑪	
	個人ひき崩し⑫	0000
	障害学生・障害者控除⑬	0000
	障害者控除⑭	0000
	医療控除⑮	0000
	雑控除⑯	0000
	①から⑯までの計⑰	
	控除⑱	
控除⑲		
計⑳ (⑧-⑰)		

(単位は円)		控除 番号
税金	課税所得金額①	000
	上①に対する税額②	
	配当控除③	00
	所得控除④	
	所得割⑤	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
その他	公的年金等以外の合計所得金額⑦	
	配偶者の合計所得金額⑧	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	
	所得割額⑥	

<業務委託契約に係る売上が全収入に占める割合>

業務委託契約に係る売上が全収入に占める割合が50%未満の場合は、「主たる収入」と見なさいものとし、本補助金の対象外とする。

(具体例) 公的年金等50万円、業務に係る雑収入100万円(うち業務委託契約に係る売上が50万円)の場合

$50万円 \div 150万円 \times 100 \div 33\% \Rightarrow$ 補助対象外

対象業種の一覧（参考）

中小企業者等緊急支援補助金 対象業種一覧

※宿泊業・飲食サービス業など対象にならない業種がありますので、ご確認ください。			
大分類名	コード	中分類名	
D 建設業	06	総合工事業	
	07	職別工事業（設備工事業を除く）	
	08	設備工事業	
E 製造業	09	食料品製造業	
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	
	11	繊維工業	
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	
	13	家具・装備品製造業	
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	
	15	印刷・同関連業	
	16	化学工業	
	17	石油製品・石炭製品製造業	
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
	19	ゴム製品製造業	
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	
	21	窯業・土石製品製造業	
	22	鉄鋼業	
	23	非鉄金属製造業	
	24	金属製品製造業	
	25	はん用機械器具製造業	
	26	生産用機械器具製造業	
	27	業務用機械器具製造業	
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29	電気機械器具製造業	
	30	情報通信機械器具製造業	
	31	輸送用機械器具製造業	
	32	その他の製造業	
	G 情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
41		映像・音声・文字情報制作業	
H 運輸業、郵便業	42	鉄道業 ※三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業との併給不可	
	43	道路旅客運送業 ※三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業との併給不可	
	44	道路貨物運送業 ※運送事業者支援補助金交付事業との併給は不可	
	45	水運業	
	46	航空運輸業	
	47	倉庫業	
	48	運輸に附帯するサービス業	
	49	郵便業（信書便事業を含む）	

I 卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食物品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食物品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
L 学術研究、 専門・技術サービス	61	無店舗小売業
	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
	73	広告業
N 生活関連サービス業、 娯楽業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
	78	洗濯・理容・美容・浴場業
O 教育、学習支援業 （02 教育、学習支援事業 （その他の教育、学習支援 業））	79	その他の生活関連サービス業
	82	その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業 （他に分類されないもの） （R2 サービス業（政治・経 済・文化団体、宗教を除 く））	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	95	その他のサービス業

※本表は日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類を一般化し、一部抜粋したものです。

必要書類を提出する

必要書類一覧、チェックリスト

本補助金を申請するにあたり、次の書類を一式ご用意ください。

【共通】

- (1) 中小企業者等緊急支援補助金交付申請書
 - 住所には、確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）を記入していますか。
 - 日中連絡が取れる電話番号と普段使用しているメールアドレスを記入していますか。
 - 粗利益について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上減少していますか。
 - 仕入額について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上増加していますか。
- (2) 誓約書（様式第2号）
 - 申請書の申請者欄に記載した住所及び氏名と一致していますか。
- (3) 請求書（様式第3号）
 - 申請書の申請者欄に記載した住所及び氏名と一致していますか。
 - 口座名義人は、申請者と一致していますか。
（口座名義が申請者氏名と異なる場合は、委任状等の提出が必要となります。）
 - 押印はしましたか。
- (4) 主たる業種を証明する書類
 - 許認可の写し、開業届の写し、チラシ、ホームページ、取引先からの請求書など主たる業種を証明する書類は添付していますか。

【中小法人等】

- (1) 履歴事項全部証明書
 - 申請時から3カ月以内に発行されたものですか。
- (2) 直近の決算書の写し
 - 表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書または一般管理費明細書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は添付していますか。
- (3) 対象月及び比較月に係る法人事業概況説明書
 - 表紙と月別売上がわかるページ（裏面）を添付していますか。
 - 月別売上がわかるページ（裏面）で売上と仕入額の根拠となる数字がわかるようにマーカーで囲むなどの対応をしましたか。

【個人事業者等（確定申告書Bに係る青色申告書を提出した方）】

（1）直近の確定申告書の写し

- 申告書第一表に収受日付印が押印されていますか。
e-taxを通じて申告している場合は、受付日時が印字されていますか。
- 申告書第一表、第二表を添付していますか。

（2）対象月及び比較月に係る所得税青色決算申告書

- 申告書の1～4面は添付していますか。
- 申告書第2面で売上と仕入額の根拠となる数字がわかるようにマーカーで囲むなどの対応をしましたか。

【個人事業者等（確定申告書Bに係る白色申告書を提出した方）】

（1）直近の確定申告書の写し

- 申告書第一表に収受日付印が押印されていますか。
e-taxを通じて申告している場合は、受付日時が印字されていますか。
- 申告書第一表、第二表を添付していますか。

（2）対象月及び比較月に係る白色申告収支内訳書

（3）白色申告書収支内訳書に係る会計帳簿

- 売上と仕入額の根拠となる数字がわかるようにマーカーで囲むなどの対応をしましたか。

【個人事業者等（確定申告書Aを提出した方）】

（1）直近の確定申告書の写し

- 申告書第一表に収受日付印が押印されていますか。
e-taxを通じて申告している場合は、受付日時が印字されていますか。
- 申告書第一表、第二表を添付していますか。

（2）対象月及び比較月に係る収支を確認できる通帳の写し

- 売上と仕入額の根拠となる数字がわかるようにマーカーで囲むなどの対応をしましたか。
- 業務委託契約に係る売上が全収入に占める割合は50%以上ですか。

（3）対象月及び比較月に係る業務委託契約書の写し